

議会だより

特集号



小西先生といっしょに

まちの 財政を考える

旧庁舎がガラスに映りこんでいます



関西学院大学人間福祉学部
大学院経済学研究科

小西 砂千夫 教授

ニセコ町議会議員のみなさんと2017年以来、4回にわたって、ニセコ町の財政問題を一緒に考える勉強会を行ってきました。

主に新庁舎建設に伴う借入金（町債）の町財政への影響を中心に、どのような視点から町の財政を評価すべきか、町の資料をもとに私からいくつかの課題についてお話しさせていただきました。

そこから学んでいただいたポイントを町民のみなさんに還元する特集号発行を喜びたいと思います。

目次

| | |
|-----|---------------------------|
| 1 | 特集号の主な内容紹介 |
| 2～4 | 評価ポイント1 ニセコ町新庁舎建設と財政の将来予測 |
| 5 | 評価ポイント2 ニセコ町財政全体の将来予測 |
| 6～7 | 評価ポイント3 ニセコ町財政—これからの課題 |

なぜ、ニセコ町議会だより 特集号？

2011年～2018年 新庁舎検討の経緯

新しいニセコ町役場庁舎が完成し、新たな環境で業務が始まっています。

議会は当初より新庁舎建設に伴う財政問題を重視し、2017年以降小西砂千夫関西学院大学教授を招き独自の財政勉強会を続けてきました。新庁舎落成を機に、今後の町財政の中長期見通しなどの評価ポイントを町民のみなさんと共有する意味で特集号を発行することにいたしました。

| | |
|--------------------|---|
| 2011 (H23) 年 3月11日 | 東日本大震災発生 |
| 2011 (H23) 年度 | 旧庁舎の耐震診断結果 「震度6強で倒壊」 |
| 2012 (H24) 年度 | 役場庁舎基本構想策定 |
| 2014 (H26) 年度 | 防災センター機能を加えた基本構想再検討 |
| 2016 (H28) 年 4月 | 熊本地震で複数市町の庁舎が損壊⇒ 総務省、庁舎建設に対して時限的な支援制度をつくる |
| | 議員協議会にて担当課から説明を受け、協議を重ねた |
| 2017 (H29) 年 6月 | 協議を重ねた結果、新庁舎建設を認めることを町長へ報告 |

新庁舎の建設後も町財政の健全化を保つため引き続き監視

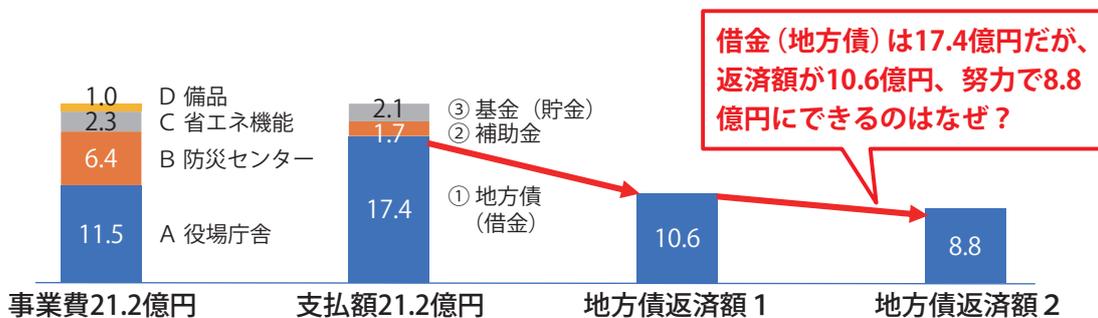


特集号の主な内容

評価ポイント1 ニセコ町新庁舎建設と財政の将来予測

P2-4

ニセコ町の新庁舎建設問題をきっかけに学習した、財政将来予測による見通しをご紹介します。2ページから3ページに庁舎建設に関する財源の仕組みと大きな借金(地方債)とその返済の見通しをお伝えします。続いて4ページにかけて、借金の返済がニセコ町の財政に与える影響を2つの物差し(指標)で示し、さらに着実な返済のための努力目標(下のグラフ参照)についてご紹介します。



評価ポイント2 ニセコ町財政全体の将来予測

P5

ニセコ町ではこれまでも「数字とグラフで見るニセコ」の財政編(総務課財政係)をまとめ、公表しています。地方債や基金の長期的な推移と将来の予測を行っており、グラフ4のような資料が整理され、堅実な財政運営の姿勢が示されています。

評価ポイント3 ニセコ町財政—これからの課題

P6-7

ニセコ町財政の現状は堅実であることを見てきました。しかし、これからの課題もあります。以下に①過疎債を引き続き活用可能になったこと②宿泊税新設の課題③今後必要となる大きな事業について、お知らせします。

新庁舎の3つの機能と事業費内訳を確認

新庁舎は耐震性を備え、省エネ・CO₂削減の機能を有する庁舎となり、防災センター機能も加わりました。この新庁舎建設には下記のように分類される地方債を借り入れており、その種類によって借り入れ条件が異なります。

新庁舎の事業費合計 21.2億円

(単位：億円)

| | |
|-----------------------------|------|
| A：役場庁舎事業費 | 11.5 |
| B：防災センター事業費 | 6.4 |
| C：省エネ・CO ₂ 削減事業費 | 2.3 |
| D：備品費 | 1.0 |
| 合計 | 21.2 |

新庁舎機能イメージ

C：庁舎全体の省エネ、CO₂削減機能
(断熱機能強化とLPガスコージェネ*の採用)

A：通常の役場庁舎機能

B：防災センター機能

D：備品

*LPG（プロパンガス）を熱源と温水と同時に電気を生み出すシステム。コージェネは造語でCo-Generaitin（共に発生）

新庁舎事業費の支払い21.2億円の出所を確認

我が家も
銀行ローン
を組んだぞ!



地方債を発行し17.4億円借り入れる (返済額は利息含む18.1億円)

A 11.5億円の
90%=10.4億円

B 6.4億円の全部

C 2.3億円のうち
0.6億円のみ

(市町村役場機能
緊急保全事業債)

+

(緊急防災・減災事業債)

(防災・減災・国土強靱化
緊急対策事業債)

補助金 = 特定財源 = CO₂排出抑制
対策事業費等補助金 1.7億円 [2]

貯金を使う = 庁舎建設基金を
繰入れ 2.1億円 [3]

地方債には事業別に借金ができる割合
(充当率)が決まっており、後から借金
の一部を国が支援することがあります。

熊本地震の後、国は大地震が起こっても防災センター
機能を持ち続ける新庁舎建設促進のために、借金
の一部を国が財政支援する借金制度をつくりました。
この支援を交付税措置と言います。
交付税にはそれぞれ%基準が決まっており、今回は下
記金額になります。

A 11.5億円×22.5%=2.6億円

B 6.6億円×70%=4.6億円

C 0.6億円×50%=0.3億円

合計7.5億円 [1]

この有利な財政支援(交付税措置)
7.5億円 [1] によって借金返済分
が減額され、補助金1.7億円 [2]
と基金2.1億円 [3] を含めると、
現時点で11.3億円(利息含めて全体
の51.6%)の財源は確保されており、
残りの負担額は10.6億円です。



借金（地方債）利息を含めて18.1億円を25年かけて返済（償還）



1年間の負担はどのくらい？

借金返済：地方債償還 18.1億円

借金返済の一部を国が肩代わりする財政支援：交付税措置 7.5億円



借金の負担額は10.6億円（＝借金返済額18.1億円－交付税措置額7.5億円）

2026（R8）年度から25年間、毎年4,200万円程度を負担



借金返済額（公債費）が増えるけど大丈夫か？

チェック！

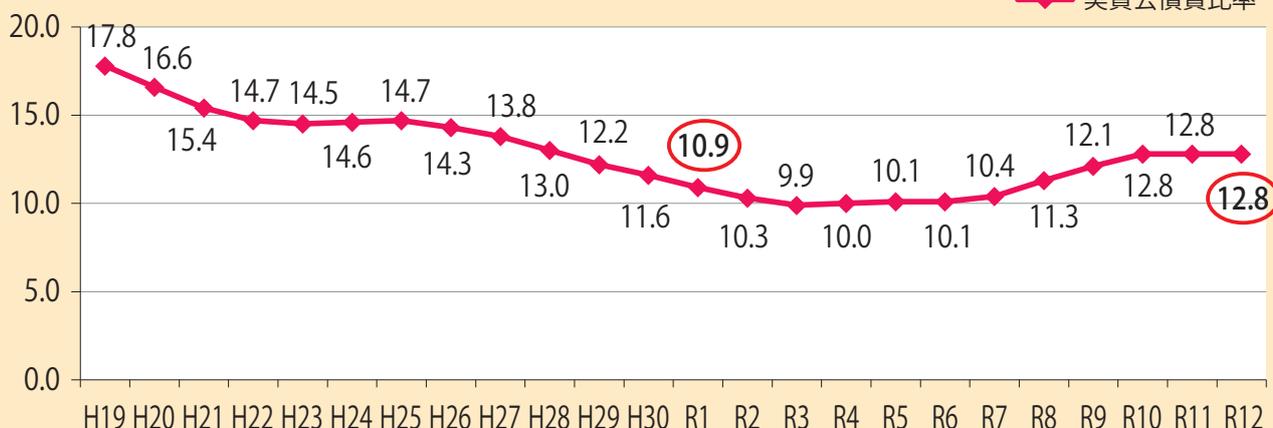


町の財政の状況を判断する上では、その年の収支（単年度収支）が赤字か黒字かの判断だけでは不十分です。法律¹で決められた計算方法で計算すると、実質公債比率² 2019（R1）年度と比べて最大1.9%の影響（グラフ³参照12.8%－10.9%）があります。財政運営上は実質公債費率（指標1）の健全性の比率には目安があり、15%を警戒ラインとしています。（20%を超えると危険ラインと言われています。）

グラフ1

実質公債費比率

◆ 実質公債費比率



¹ 地方公共団体財政の健全化に関する法律

² 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、ニセコ町の会計のほか羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山麓消防組合等の一部事務組合の会計も含めて計算します。

³ グラフ1～4は総務課財政系の提供です。年号の目盛りは元号表記となっています。

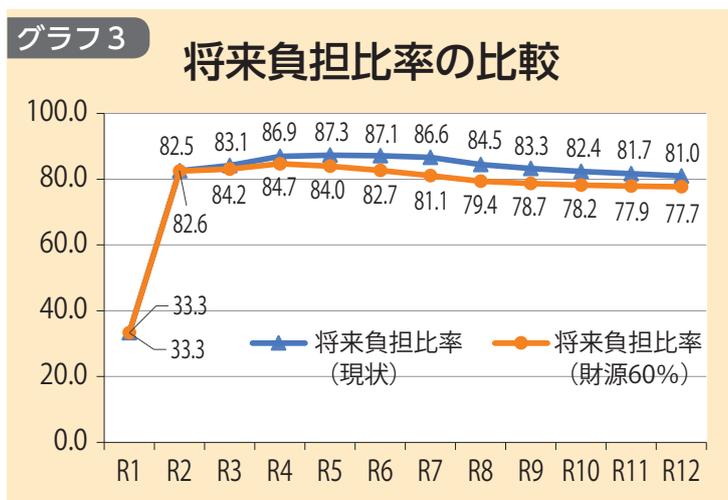
将来への負担の重さをはかる数字に**将来負担比率**があります。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。イメージとしては、家庭の年収に対する、家族全員のローン残高みたいなものです。

ニセコ町の一般会計等が将来負担すべき**実質的な負債の標準財政規模⁴を基本とした額**に対し、借金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したのが**将来負担比率(指標2)**です。「住宅ローンを組むにしても年収の3倍程度が限界」といわれるように、将来負担比率の「早期健全化」が求められる基準は350%とされています。2020(R2)年度以降は80%以上となり、2019(H30)年度の2倍以上、全道平均(H30:48.4%)の1.7倍の比率になりますが、心配する水準ではないと議会も判断しました。



本格返済までの据置き5年間(2021年度~2025年度)にも 財源を積み立て、将来返済に充てて財政の安定を強める取組み

地方債の返済が始まるのは2026(R8)年度からですが、この据置き5年間に返済額分として年2,500万円を基金(減債基金)に積立て、これまで準備していた基金と合わせて計1.8億円を将来の返済に充てます。これにより将来負担比率はグラフのように少し下がることとなるため、小西先生も議会もこの据置き期間の財政運営を大変重視しています。(グラフ3参照)



(単位: 億円)

| | 現在 | 目標 |
|---------------|-------|-------|
| 総経費(事業費+返済利息) | 21.9 | 21.9 |
| 確保財源(①+②+③) | 11.3 | 13.1 |
| ①交付税措置 | 7.5 | 7.5 |
| ②庁舎基金 | 2.1 | 2.1 |
| ③特定財源 | 1.7 | 1.7 |
| ④基金積立 | | 1.8 |
| 後年返済額 | 10.6 | 8.8 |
| 確保財源率 | 51.7% | 60.0% |
| 後年返済率 | 48.3% | 40.0% |

⁴ 標準財政規模(標準税収入額等に普通交付税を加算した額)に対する「特別会計、第三セクターまで含めた町の負債総額から積立金などを差し引いたもの」の割合を示したものです。



町の財政担当はグラフ4のような複雑なグラフをつくり、長期の財政変化を予測しています。このことは中長期を見通して財政運営を考えているものとして評価できるものです。

グラフには新庁舎建設事業や国営農地再整備事業に伴う地方債の返済、これからも続く様々な町のインフラや施設の整備(新設、改修)に必要な地方債の返済を想定しています。

グラフ4は以上のことをまとめているものですが複雑ですので、「町は30年先も視野に入れて推計している」ことの資料としてご覧ください。

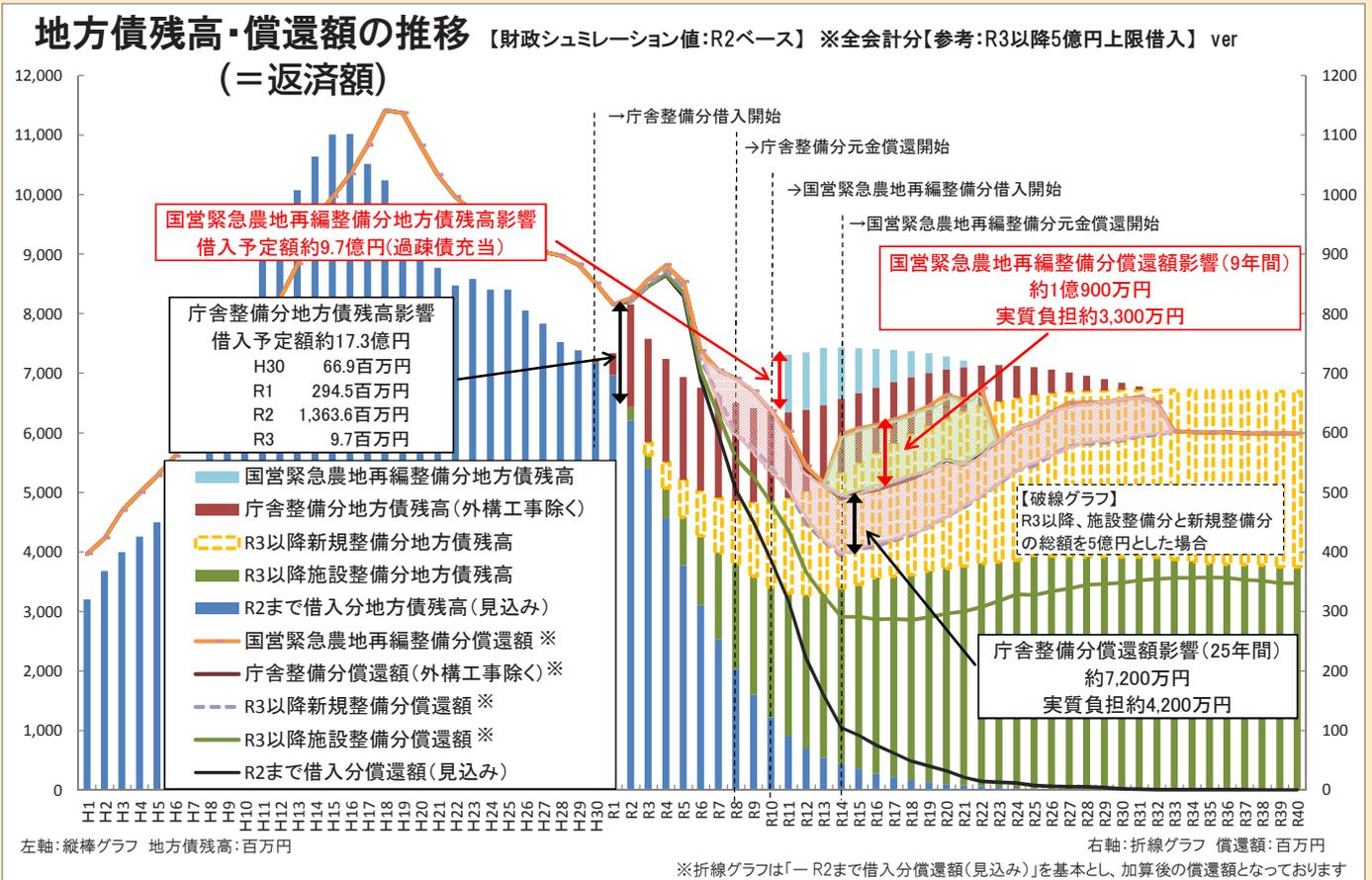


コロナ禍のため、4回目の財政勉強会はオンラインで行いました。議員の質問に答える小西先生。(2020年12月10日 町民センター大ホール)



グラフ4

地方債の毎年の残高(棒グラフ)と返済額(償還額)の折れ線グラフを一緒に表しています。棒グラフの目盛りは表の左目盛り、折れ線グラフの目盛りは右目盛りで、ともに単位は百万円です。



①「過疎債」借入、さらに10年間(2031年3月末まで)可能に

Q「過疎債」、「過疎対策法」って?

人口減少が急速に進んだ、高度成長期の1970(S45)年に、議員立法で過疎地の市町村に国が財政支援する過疎対策法が成立しました。要件にもとづき指定されると有利な条件の「過疎債」の起債が認められます。この過疎債は返還額の7割を国が負担するもので、生活基盤、インフラ整備などの貴重な財源となってきました。

指定の要件には「人口要件」と「財政力要件」があり、いくつかの基準値を超えると「卒業」する(指定から外れる)ことになります。逆に新規に指定される場合もあり、指定町村数は変動します。

北海道はこれまで148市町村、82.7%の指定で、全国でも特に過疎団体の多い地域です。

ニセコ町の要望書

新型コロナウイルスの影響により、北海道の各地で観光客や人口が減少し、小規模市町村を取り巻く状況は厳しさを増しています。特に財政力が乏しい市町村は財政面で大きく疲弊しており、地域経済や産業への影響も深刻化しています。

ニセコ町も、現行法の趣旨にある自立を目標として地方創生に取り組んで参りましたが、財政力指数は未だ0.3程度です。こうした地域にとって、過疎法による支援は不可欠であり、この段階で過疎地域から除かれることは、小規模市町村がこの先何十年にもわたって自立し、持続的発展につなげていくための基盤整備が道半ばで終了することを意味します。

そのため、国の過疎対策は欠くことのできない支援となりますので、新法の制定にあたって特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

「過疎対策法」ものがたり

| | | |
|------------|--------------------------|-----------------|
| 1970 (S45) | 過疎地域対策緊急措置法 | 776団体 |
| 1980 (S55) | 過疎地域振興特別措置法 | 1,119団体 |
| 1990 (H2) | 過疎地域活性化特別措置法 | 1,143団体 |
| 2000 (H12) | 過疎地域自立促進特別措置法 | 1,171団体 |
| 2010 (H22) | ⇒6年延長 ソフト事業の導入 | |
| 2015 (H27) | ⇒5年延長 | 817団体(全市町村の47%) |
| 2017 (H29) | ⇒対象団体の追加 | 対象(ハード事業)拡充 |
| 2021 (R3) | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法成立 | 全国820団体 |

議員立法 全て全会一致

新たな過疎対策法をめぐっては、各方面からの見解が発信されました。小西先生は「人口減少時代にふさわしい財政手段の確保と充実のための恒久措置が必要」と述べ、「発展的解消」を提起しています。

- ↓卒業100団体
- ↓卒業103団体
- ↓卒業101団体
- 平成の大合併



ニセコ町は「卒業」対象から指定継続に⇒「自立」に向けた課題解決へ!

- 重大な財源問題として、町議会は3次にわたり上京し、自民党過疎対策特別委員会関係議員はじめ両院与党議員への継続の働きかけ、要請活動を行いました。(次ページ写真)
- 町長はじめ道や道議会も与党、省庁関係者への要望活動を行いました。
- 今後は人口減少時代にふさわしい財政手段を確立するための取り組みが必要です。

2021 (R3) 年3月26日「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」成立

→道内ではニセコ町は継続し、上富良野町と斜里町が過疎地域に新たに指定される一方、京極町、富良野市、石狩管内新篠津村の3市町村が対象から外れることになりました。

② 新財源として「宿泊税」創設を検討

自治体の「目的税」が注目されています。

ニセコ町では2015年から宿泊税の検討をはじめ、これまで事業者へのアンケート実施や視察など導入の検討を進めてきました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、具体化が中断されていますが、改めて町長は今年3月の定例会の所信表明で、「重要な課題として新たな目的税である『宿泊税』を事業者の皆様と協議を進め制度設計を行う」ことを明らかにしました。

具体化に向けて想定される課題

- 率にするか定額にするかの比較検討(メリット、デメリット)
- 低料金設定の宿泊施設に免税基準を設けるのか否か
- 使用目的の明確化(事業者、観光客の理解と納得)
- 道との二重課税を防ぐ(町は道の宿泊税新設には反対を表明)

参考：倶知安町2018(H30)年12月に条例案を議決し、2019年11月施行されました。
(宿泊料金の2%：定率は全国初 最大3億円を見込む)



地元与党議員はじめ、与党過疎対策特別委員会関係議員に対し、「過疎対策指定自治体継続」の要請活動を行いました。

(写真は2020年11月18日衆議院会館)

③ 今後、予想される生活改善、施設の新設、改良の事業にも目を配ります。

これからも新型コロナ禍に対して生活や生業、事業活動への経済支援、懸案の水道新水源整備と配水管更新、下水道処理場や堆肥センターの改修、ニセコ高校寮建替え、ニセコハイツや、道の駅ビュープラザの再整備が予定され、消防ニセコ支署の建替えも想定されます。引続き、議会の立場から町の提起を評価、判断していきます。



「ニセコ町議会だより」編集委員会

高木 直良
齊藤 うめ子
木下 裕三
小松 弘幸



特集号発行にあたり

ニセコ町は1995年以来、毎年「もっと知りたい今年の仕事」を発行し、ニセコ町の予算の内容、町としての「仕事」のことを詳しく伝えてきました。町民がこの予算にもとづく町の仕事のことをよく知ることは、暮らしやすいニセコのまちづくりについて考えていくことに繋がります。

議会は町民の思いや要望を受け止め、町政や町の予算に反映させる努力をしなければなりません。

今回の特集号は、その年だけではない中長期のニセコ町の財政について、新庁舎落成に合わせて、議会としての評価ポイントの内容を分かりやすくお伝えする目的で発行いたしました。議会は引き続き、今後の事業の必要性和その財政的裏付けなど、町民の立場から監視と提案を行っていきます。

財政の構造や評価のポイントの勉強会でお世話になった小西先生へ、この場を借りてお礼を申し上げます。

2021(令和3)年6月

ニセコ町議会議長 猪狩一郎